

リモコン除草機に係る保険について

1 動産保険について

県では、操作時や運搬時の事故及び盗難等によるリモコン除草機の被害（以下「事故等」という。）に備え、動産保険に加入しています。

○次のような不測かつ突発的な事故等については、動産保険の対象となりますが、事故等には十分注意して、運搬、使用、保管してください。

（例）・運搬中に交通事故が発生し、破損した場合

- ・使用時に樹木を巻き込む等して、破損した場合
- ・使用時に運転を誤り、川へ落として破損した場合
- ・自宅の囲みのある箇所で保管中に盗難に遭った場合（警察への届出要）

○事故等が発生した場合は、速やかに状況等を報告してください。

○県が加入する動産保険で填補されない場合であって、故意又は重大な過失が認められるときは、原状回復していただくことがあります。

2 損害賠償保険について

県では、リモコン除草機使用時における第三者への損害事故（以下「第三者賠償事故」という。）に備え、損害賠償保険に加入しています。

○損害賠償保険は、以下のとおり、操作者及び他の活動者に対する対人、対物被害は損害賠償保険の対象となりませんので、操作者自身及び活動者間の事故には十分注意して使用してください。

	操作者	他の活動者	第三者
対 人	対象外(※)	対象外	対 象
対 物	対象外	対象外	対 象

(※)操作者の対人被害は、県が別途加入するボランティア保険の対象となる場合があります。

○第三者賠償事故が発生した場合は、速やかに状況等を報告してください。

○第三者賠償事故が発生し、県が加入するリモコン除草機に係る損害賠償保険で填補されない場合であって、故意又は重大な過失が認められるときは、賠償していただくことがあります。

○愛リバー・サポーターにおいて、独自で加入している保険がある場合は、県が加入している保険が適用されないことがありますので、必ず報告してください。